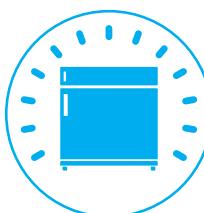


# フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)

—平成27年4月施行—

**地球温暖化とオゾン層破壊の原因となる  
フロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、  
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者(所有者など)は  
※ 機器を適切に管理する必要があります。**

※フロン排出抑制法の対象となるのは業務用のエアコン及び冷凍・冷蔵機器であって冷媒としてフロン類が使用されている機器です。



## 機器の設置に関する義務

確認!

### ■機器の適切な場所への設置

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全  
※振動源を周囲に設置しない。

点検・修理のために必要な作業空間を確保する、機器周辺の清掃を行う。



## 機器の使用に関する義務

点検!

### ■機器の点検の実施

全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施

※義務の履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を検討ください。

修理!

### ■漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填\*の禁止

フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施

修理しないでフロン類を充填することは原則禁止

\* フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

記録!

### ■点検等の履歴の保存

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

算定!  
報告!

### ■フロン類算定漏えい量の算定・報告

第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定  
一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告

※報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。

※義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。



## 機器の廃棄等に関する義務

回収!

### ■機器廃棄時などのフロン類回収\*の徹底

不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、  
フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担

\*フロン類の回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

※1

## 機器の点検の実施について

フロン排出抑制法に基づく機器の点検は、以下の2つの方法があります。

- 全ての業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした簡易点検  
(製品外観の目視確認など)
- 一定規模以上の業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした定期点検  
(専門家による点検)

なお、法に基づく定期点検の対象及び点検頻度は下記の通りです。

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上
50kW以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kW以上50kW未満のエアコン	3年に1回以上

定期点検対象機器の確認は、冷凍空調機器の室外機などの銘板に記載された、「圧縮機の定格出力」や「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などで確認できます。不明な場合は、カタログを確認するかメーカーにお問い合わせ下さい。

※2

## フロン類の漏えい量の算定・報告について

第一種フロン類充填回収業者から発行される充填証明書・回収証明書に基づき、下記算式で算定漏えい量を算定すること(事業者単位、事業所単位)が必要です。

フロン類算定漏えい量(CO<sub>2</sub>-t)  
=(充填量(kg) - 機器整備時の回収量(kg)) × 地球温暖化係数 ÷ 1,000

毎年度における算定漏えい量が1,000CO<sub>2</sub>-t以上となった場合、翌年度の7月末日までに国(事業所管省庁)に報告することが必要です。

### フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、 以下のような罰則があります。

- フロン類をみだりに放出した場合……………1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、… 50万円以下の罰金  
都道府県知事の命令に違反した場合
- 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合 … 10万円以下の過料

機器の管理方法やフロン類の回収等について詳しく知りたい方は、  
エアコンや冷凍冷蔵機器のメーカー・メンテナンス業者、都道府県、環境省、経済産業省にお問い合わせくださいか、  
下記ホームページを御覧ください。

フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク 株式会社 三菱総合研究所内 03-6705-6143

- |           |                             |   |
|-----------|-----------------------------|---|
| 環境省       | 地球環境局 地球温暖化対策課フロン対策室        | [電話]03-3581-3351(代表)  |
|           | 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 | [URL] <a href="http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html">http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html</a>   |
| 経済<br>産業省 | 製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室     | [電話]03-3501-1511(代表)  |
|           | 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 | [URL] <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html</a> |
- ※都道府県のフロン排出抑制法担当部局の連絡先は、環境省ホームページに一覧が掲載されています。

フロン排出抑制法ポータルサイト [URL]<http://www.env.go.jp/earth/furon>